

## 議会同意に係る人事案件の取扱いの改正について

### 1 改正理由

漁業法が改正され、海区漁業調整委員会の委員の選出方法について、都道府県知事が議会の同意を得て任命する方法に改められた。(令和2年12月1日施行)

そこで、平成25年12月19日に団長会において決定した「議会同意に係る人事案件の取扱いについて」の「議会同意に係る人事案件の取扱いに関する確認事項」について所用の改正を行うものである。

### 2 改正内容

「議会同意に係る人事案件の取扱いに関する確認事項」についての「1 2(1)の所信の聴取について」の②中、「収用委員会は執行機関であることから」を「収用委員会及び海区漁業調整委員会は執行機関であることから」に改める。

〈新旧対照表〉

新	旧
<p>1 2(1)の所信の聴取について</p> <p>① 直前に職員であった場合など、所信の聴取が必要ないと判断される場合には、行わないことができる。</p> <p>② アからオまでに掲げた委員以外の委員に対しては、原則として所信の聴取を行わないこととする。この場合において、<u>収用委員会及び海区漁業調整委員会は執行機関であることから当該委員会の委員に対しては、必要に応じて行うことができる。</u></p> <p>③ 候補者に対する質疑は差し控えるものとする。</p>	<p>1 2(1)の所信の聴取について</p> <p>① 直前に職員であった場合など、所信の聴取が必要ないと判断される場合には、行わないことができる。</p> <p>② アからオまでに掲げた委員以外の委員に対しては、原則として所信の聴取を行わないこととする。この場合において、<u>収用委員会は執行機関であることから当該委員会の委員に対しては、必要に応じて行うことができる。</u></p> <p>③ 候補者に対する質疑は差し控えるものとする。</p>

### 3 施行時期

令和3年2月25日

## 議会同意に係る人事案件の取扱いについて

### 1 趣旨

人事案件に係る議会の審査の充実を図るため、団長会規約第3条及び第6条第2項に基づくこれまでの取扱いを踏まえつつ、次のとおり人事案件の取扱いを定める。

### 2 所信聴取

(1) 原則として、次に掲げる人事案件については、再任を除き、正副団長会において、執行機関の説明と併せ、執行機関の協力の下に、候補者から所信の聴取を行うものとする。

ア 副知事

イ 教育委員会の教育長及び委員

ウ 公安委員会委員

エ 人事委員会委員

オ 監査委員（識見を有する者に限る。）

(2) 候補者の出席に代えて、所信を記載した書面を提出することができる。

### 3 関係議員の出席

所信の聴取に当たっては、団長会規約第6条第4項に基づき、団長会構成会派以外の会派からそれぞれ議員1名の出席を求めるものとする。

\*\*\*\*\*

### 【議会同意に係る人事案件の取扱いに関する確認事項】

(所信聴取)

#### 1 2(1)の所信の聴取について

① 直前に職員であった場合など、所信の聴取が必要ないと判断される場合には、行わないことができる。

② アからオまでに掲げた委員以外の委員に対しては、原則として所信の聴取を行わないこととする。この場合において、収用委員会及び海区漁業調整委員会は執行機関であることから当該委員会の委員に対しては、必要に応じて行うことができる。

③ 候補者に対する質疑は差し控えるものとする。

(関係議員の出席)

#### 2 3の関係議員の出席について

① 団長会構成会派以外の各会派の議員は、オブザーバー出席とする。

② 団長会構成会派以外の各会派の議員の出席がない場合でも、正副団長会は開催する。

(その他)

#### 3 その他

議会同意に係る人事案件の取扱い及び同確認事項は団長協議会に準用するものとする。